

各 位

会 社 名 アットジャンプランニング株式会社
 大阪市中央区南船場4-4-15
 代表者名 代表取締役 弓 長 徹
 問合せ先 info@atjapanplanning.com

弊社は、在留資格「特定技能」の新たな外国人人材雇用における「登録支援機関」として法務省の出入国在留管理庁長官の登録認定を受けました。今後は、既存の事業に加え、新たに許可された在留資格である特定技能14業種の各分野（外食業、宿泊産業等）への人材採用支援を積極的に行ってまいります。

■ 許認可概要

- ・ 許可申請 : 法務省管轄登録支援機関
- ・ 登録番号 : 19登-001052
- ・ 登録年月日 : 令和元年7月5日



■ 登録支援機関について

外国人労働者の受け入れ拡大に向け出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、平成31年4月1日に施行し、在留資格「特定技能」が新設されました。今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

「特定技能」在留資格により、**介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業**の14特定産業分野で、外国人を雇い入れることができます。これら新在留資格を活用し、政府は、今後**5年間で約34万人超**の外国人受入れを見込んでおります。

入管法では、特定技能1号の外国人従業員に対する職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援を受け入れ機関が行うものと定め、「1号特定技能外国人支援計画」の作成・提出を義務付けています。受け入れ機関は、この計画の作成・提出（義務）を外部に委託することができ、この委託を受けることができる機関のことを「登録支援機関」と定めております。



登録支援機関と各部の役割イメージ図

社 名: アットジャパンプランニング株式会社

代表者名: 代表取締役 弓 長 徹

住 所: 大阪市中央区南船場4丁目4番15号

e-mail: info@atjapanplanning.com

URL: <http://atjapanplanning.com>

許可申請番号

厚生労働大臣許可 有料職業紹介事業 27-ユ-302566

法務省の出入国管理在留管理庁長官登録許可 登録支援機関 19登-001052

宅地建物取引業許可登録 大阪府知事(1)第61115号

所属団体

大阪市魅力発信事業「O-TEX」

大阪商工会議所

公益社団法人 全日本不動産協会

公益社団法人 不動産保証協会

公益社団法人 全日本不動産近畿流通センター

全日本不動産政策推進議員連盟

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 J-GoodTech

アットジャパンプランニングは、外国人が日本で就職する際の手続きや生活面での苦勞をサポートしたいと感じた一方で、日本の企業も人材不足という課題を抱えていることがわかり、双方の悩みを解消するサービスとして事業化しました。就業者側へは日本語の教育から外国人住民登録、銀行口座の開設、住居の手配などをサポートし、企業側へは就労後のアフターケアも行います。主に製造企業へのエンジニアの紹介を得意としています。そして、今年4月には新たな外国人材の受け入れ制度が始まったことから、登録支援機関の許可を取得しました。今後は飲食や宿泊、介護業界での特定技能を持つ外国人の支援事業にも力を入れていこうと考えています。どの業界も人材不足に悩む一方で、今後のインバウンド需要の伸びを考慮すると、外国語が話せるスタッフの存在は大きな強みになると思います。弊社は、日本の人材不足の問題解決に貢献し、外国人労働者、企業、日本社会が"三方よし"となることを目標にしています。



新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に支援

登録支援機関(Registered Support Organization)